

令和 7 年度仙台市国民健康保険特定保健指導（積極的支援等）業務 委託仕様書

令和 7 年度仙台市国民健康保険特定保健指導業務委託契約書に基づく委託業務の実施については、次の仕様により行うものとする。

以下、仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課を「保険年金課」、特定保健指導実施機関を「実施機関」という。

1 業務の名称

「令和 7 年度仙台市国民健康保険特定保健指導業務」（以下「委託業務」という。）

2 委託の期間

契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで

3 目的

・生活習慣病は自覚症状がほとんどないまま進行することや、長年の生活習慣に起因すること、疾病発症の予測が可能なことに特徴がある。当事業においては、特定保健指導対象者が生活習慣病に移行しないよう、健診によって生活習慣病の発症リスクを発見し、特定保健指導の利用によって、自覚症状がほとんどないにも関わらず発症のリスクがあること、生活習慣の改善によってリスクを少なくすることが可能であること等をわかりやすく説明し、生活習慣の改善へ繋げることが重要である。

・仙台市特定保健指導実施率は令和 5 年度法定報告において 10.7% であり、仙台市国民健康保険第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）における令和 5 年度目標値（20%）に達していない。生活習慣病となる要因の早期予防につなげるために、効果的・効率的な特定保健指導の取組が必要である。

4 実施場所

個別相談（施設型） 実施機関の施設内（仙台市内）において実施

個別相談（非施設型） 5 区役所・2 総合支所において実施

個別相談（遠隔型） オンラインで実施

※上記以外に保険年金課が指定する場所での実施をすること。

5 委託の期間

初回支援 令和 8 年 5 月 31 日まで

実績評価 令和 8 年 8 月 31 日まで（初回支援から 3 か月以上経過後に実施）

6 特定保健指導の対象者

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省令第 157 号。）第 8 条に規定する者。

7 実施機関の業務の内容

「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）」の規定に基づき、特定保健指導積極的支援を実施する。

委託業務の内容は、「健診・保健指導実施基準」に基づく保健指導を実施し、次の関連業務を含めるものとする。

（１）ホームページの作成

実施機関のホームページ内に仙台市の特定保健指導の実施に関するページを作成すること。申込までの流れやプログラムの特色、持ち物など注意点を記載すること。なお、該当ページの URL について、仙台市ホームページにリンクの貼り付けが可能なものとする。

（２）保健指導プログラムの作成

「健診・保健指導実施基準」第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法及び「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」（令和 6 年 4 月厚生労働省健康・生活衛生局）、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.1 版）」（2024 年 3 月厚生労働省保険局）に基づき、保健指導プログラムを作成する。

（３）特定保健指導の予約受付

事業者は対象者からの予約を受付け、利用日時や会場等、積極的支援の利用にあたって必要な事項を案内すること。また、対象者、事業者、利用勧奨事業者（予定）、保険年金課が、それぞれの立場から、特定保健指導の面接等の予約・管理をすることができる、予約受付システム（Web）を活用すること。なお予約受付システム（Web）は保険年金課で準備をし、詳細については内定後に周知する。予約受付システム（Web）は、対象者本人が予約する場合には、メールアドレスを登録する仕様となっているため、予約日前に案内メールを送信することも可能である。

予約受付システム（Web）の運用にあたっては、インターネットに接続可能な PC 等端末で、以下のブラウザに対応しているものを用意すること。なお、クラウドの使用はない。

- ・ Apple Safari（最新バージョン）
- ・ Google Chrome（最新バージョン）
- ・ Microsoft Edge（最新バージョン）
- ・ Mozilla FireFox（最新バージョン）

（４）健診結果について

対象者が持参する健診結果を用いて特定保健指導を実施すること。ただし、対象者の健診結果データが必要な場合は下記方法とする。

受取予定日又は指定日までに保険年金課に来庁し、利用予約者の健診結果一覧（データ）を、施錠可能なケースに入れ、直接受領する。または、セキュリティ便等安全かつ搬送の記録が残る方法により運搬を行い受領すること。また、データの取り込みが終了した後、データを格納していた媒体については保険年金課に

上記の方法で返却すること。健診結果一覧（データ）の受渡しの際には、授受簿を作成・記録し、管理すること。なお、特定健診登録医療機関として登録しており、事後指導時に保健指導を実施する実施機関については、特定健診結果通知書を用いて保健指導を行うものとする。

※データの授受・返却に係る経費は実施機関が負担すること。

（５）特定保健指導の実施

「健診・保健指導実施基準」第８条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法及び「標準的な健診・保健指導プログラム（令和６年度版）」（令和６年４月厚生労働省健康・生活衛生局）、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第４.１版）」（２０２４年３月厚生労働省保険局）に基づき、保健指導を実施する。

- ① 事業実施に必要な機器やライセンス料、インターネット回線代、郵送料（利用者からの返信も含む）等に係る経費は実施機関が負担すること。
- ② アプリ利用する場合、体重や歩数等、行動計画に沿った指標を簡単に記録することができ、取り組み結果が対象者に分かりやすく表示されるものとする。
- ③ 保健指導実施時には、下記いずれかの方法によりその都度仙台市国民健康保険加入者であることを確認する体制を整えること。

ア 宮城県国民健康保険被保険者証（令和７年９月３０日まで）

イ 宮城県国民健康保険資格確認書

ウ マイナ保険証＋カードリーダー

エ マイナ保険証＋マイナポータル資格確認画面

オ マイナ保険証＋資格情報のお知らせ

- ④ 保健指導実施時には、障害を理由とする差別の解消の促進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮を行うものとする。

[URL:https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/sabetsukaisho/torikumi.html](https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/sabetsukaisho/torikumi.html)

- ⑤ （仮称）仙台市ダイバーシティ推進指針に基づき、外国人対象者に特定保健指導を実施する体制を整えること。

<https://www.city.sendai.jp/kikaku-suishin/documents/diversityguideline.pdf>

（６）その他

２年連続で積極的支援に該当した者のうち、１年目に積極的支援を終了・２年目も積極的支援対象者に該当し、１年目に比べ２年目の状態が改善している者については、対応を保険年金課と協議すること。

保健指導を行うにあたって不明な点等が生じた場合は、速やかに保険年金課と協議すること。

8 実施機関の要件

実施機関は、「特定健診・特定保健指導の外部委託基準」（平成 25 年厚生労働省告示第 92 号）第 2（特定保健指導の外部委託に関する基準）に定める基準を満たさなければならない。

9 基準単価

契約単価は、この基準単価以下とし、次のとおりとする。

（利用者の自己負担額は無料とする。）

（1）積極的支援

個別相談（施設型及び遠隔型）

基準単価（消費税込み）	支払い条件
30,800 円以下	① 初回支援終了後に 4 割 ② 実績評価終了後に 6 割

個別相談（非施設型）

基準単価（消費税込み）	支払い条件
37,400 円以下	① 初回支援終了後に 4 割 ② 実績評価終了後に 6 割

※ ②の内訳（継続支援終了：5割、実績評価終了：1割）

※ 中途脱落者等については、以下の算式により算定した額とする。

ア 実施済ポイント180以上

継続支援終了単価（契約単価の5割）

イ 実施済ポイント180未満

$$\text{継続支援終了単価（契約単価の5割）} \times \frac{\text{実施済ポイント}}{180 \text{ポイント}}$$

（上記算式の小数点以下は四捨五入により算定する。）

（2）動機付け支援相当

基準単価（消費税込み）	支払い条件
6,400 円以下	初回支援終了
1,000 円以下	3 か月後評価終了

10 費用の請求

実施月毎に請求書（仙台市会計様式（一般用））を作成し、施錠可能なケースに入れ、翌月 20 日までに保険年金課に来庁・直接提出する。または、セキュリティ便等安全かつ搬送の記録が残る方法により運搬を行い同期日までに提出すること。

1 1 報告

※報告期日が土・日曜日及び国民の祝日にあたる場合は、その翌営業日を期日とする。

(1) 各人ごとの報告

初回支援終了後・実績評価終了後・途中脱落確定後、実施機関は、仙台市規定の報告書様式に必要事項を記載し、「仙台市国民健康保険特定保健指導利用券（積極的支援用）」と合わせて実施月ごとにとりまとめ、前項同様の方法にて、同期日までに提出すること。

(2) 月ごとの報告

実施機関は、月ごとに仙台市規定の報告書様式による月次報告書を作成し、前項同様の方法にて、同期日までに提出すること。

※実績評価は健診受診年度の翌年8月末までに確実に終了する。

(3) 最終実績報告書の作成

初回支援利用者に対する実績評価が完了した後、実施機関における利用者の実績を評価し、最終実績報告書を作成し、翌年度の12月末までに保険年金課に提出する。最終実績報告書の詳細項目については契約後に通知する。

1 2 個人情報の保護

実施機関は、本業務実施にあたっては、個人情報の保護に十分留意しなければならない。実施機関は、本業務実施にあたっては、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報等に係る外部委託に関するガイドライン」、別紙「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」の内容を遵守すること。

1 3 インターネット等を用いた保健指導の制限

(1) 実施機関は、対面での面接、ビデオ通話による面談、電話、手紙、アプリを介したのチャット※のいずれかの方法で保健指導を行なうこと。

(2) ファイル共有機能、録画機能を使用しないこと。なお、発注者の許可を得た場合は、この限りではない。

※本市基準(第14項)を満たしたクラウドサービスにおける、アプリケーションサービスの機能を利用したチャットサービスは利用可とする。

1 4 クラウドサービスの利用

本業務の実施にあたって、クラウドサービスを利用する場合は、以下に示す要件を満たすクラウドサービスを利用すること。一部満たせない要件がある場合は事前に保険年金課と相談するものとし、承認を得られないクラウドサービスは利用してはならない。

(1) 個人情報を閲覧できる管理画面等へのログイン時に、複数要素認証が行われること。複数要素認証が実装されない場合、複数回ログイン失敗時にアカウントをロックする等、何らかの不正アクセス防止対策が取られていること。

- (2) クラウドサービスの利用にかかる法律関係は、国内法が適用されること。
- (3) 裁判管轄として国内の裁判所が指定されていること。
- (4) 事業の実施場所は国内であること。バックアップを含め、データが保存されるデータセンターのリージョンは国内であること。
※国内でない場合は事前に保険年金課に相談すること。
- (5) 管理端末とクラウドサービスが提供するサイバー空間に至る情報の流通経路全般にわたり、通信が暗号化されていること。
- (6) クラウドサービス上に保存されるデータが暗号化されていること。
- (7) 契約終了時において、クラウドサービスに保存したデータを復元不可能な方法で消去すること。契約終了時の消去が難しい場合は、自社又はIaaS時事業者において、データが保存されるサーバ機器等の廃棄時に、復元不可能な方法でデータを消去すること。(復元不可能な方法とは、NIST-SP800-88 purge以上の規格に準拠するものとする。)

1 5 保健指導データ等の取扱い等

実施機関は、委託業務を処理するために仙台市から貸与され、又は実施機関が収集し、若しくは作成した個人情報記載された資料等を、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第10条第1項に基づき、5年間保存しなければならない。また、保存年限の過ぎたものは、発注者の承認を得た上、消去しなければならない。委託契約が途絶えた場合については、資料等を保存するための契約を別途締結する。

1 6 運動の実践指導を行う場合の安全性の確保

運動の実践指導を行う場合には、安全に運動ができる環境を整備するとともに、救急時における対応マニュアル(対応方法、連絡・報告体制等を定めたもの)を備え付けるほか、自動体外式除細動器(AED)等の応急処置のための設備を備え付けるものとし、応急対応のためのトレーニングを受けている者が、実践指導を行うものとする。

1 7 再委託の禁止

実施機関は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部(主たる部分※を除く。)について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

※「健診・保健指導実施基準」の特定保健指導における元請け・下請けの定義の範囲内とすること。

1 8 譲渡の禁止

実施機関は、委託業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

1 9 その他

この業務委託仕様書に定めのない事項及び様式等は、必要に応じ保険年金課と実施機関が協議の上定める。